

令和 8 年あきる野市農業委員会 7 月総会議事録

令和 8 年 7 月 27 日（月）午後 1 時 30 分、令和 8 年あきる野市農業委員会 7 月総会は、あきる野市役所 5 階、503 会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、志村修司、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 戸田崇史 ・ 事務局 水葉幸恵、森みな美

議事日程

- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について |
| 第 2 号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第 3 号議案 | 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の規定に基づく、事業計画の審査及び決定について |
| 第 4 号議案 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の 1 の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について |

報告

- | | |
|---------|---------------------------|
| 第 1 号報告 | 農地法第 18 条の規定による通知書の受理について |
|---------|---------------------------|

開会 午後1時28分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。定刻前ですが皆さまお揃いですので、これより令和8年あきる野市農業委員会7月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いします。

(会長) 皆さま、こんにちは。皆様お忙しいところ、農業委員会総会にお集まりいただきましてありがとうございます。最近、雷など天候不順がありまして、なかなか畑の方も大変だと思うんですけども、トウモロコシも昨日すごい倒されていた所もあるそうで、秋川もすごく、五日市の方も倒されたのでしょうか。そういう日々ちゃんとやっているのに天候で左右されて非常に残念な職業というか。あとは異常な暑さでトウモロコシがかなり予定より進んでしまっ、て、しなび始めるという。うちの方でもかなり頑張ってる方、すごい量を作って、しなびちゃってと、相談されました。これからやるのは若い人なので、頑張っ、てほしいとは伝えました。希望に満ちてやっている人が、天候でやられてしまうと非常にかわいそうだなと。そういう元気な人がくじけないように、天候はしょうがないですが、五日市ファーマーズの方でもカバーしてあげてください。その方も秋川にも持って行かせていただいて、秋川ファーマーズの人も温かく見守っていただいているということで、ホッとしているようでしたけど、できるだけ良いものを作って、あきる野市としては五日市と瀬音の湯と秋川ファーマーズが発展するように望みたいと思います。今日は一人若い方が来ていますので、是非皆さん温かい目で質問していただけたらと思います。では、よろしくお願いします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) 特段の諸報告はありません。本日の署名委員は長濱委員と山崎健委員になります。よろしくお願いします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いします。

(議長) 本日の出席委員は、小澤委員から欠席の連絡がありましたので、農業委員14名、推進委員5名の合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。本日は、ご本人お呼びしている案件が1件ございますので、そちらから先に審議いたします。それでは、議事に入りたいと思います。第3号議案番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第3号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく、事業計画の審査及び決定について。都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく、事業計画については次のとおり決定する。令和8年7月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

(議長) 続きまして、番号1について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) 7月21日に山崎健委員と事務局2名と共に現地調査に伺いました。地図は17ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現状はアスパラガスが5列ほど定植してありました。圃場を借り受ける本人からアスパラを栽培していると伺っております。〇〇さんは東京農業アカデミーの研修生で来年の卒業予定となっております。ご本人が来ているようですので、将来の計画など聞いてみようと思っております。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問、ご意見ございますか。

(大福委員) このエリアは区画整理がされているんですが、まず現地に行った時に不思議に思ったのが30センチから4、50センチ盛り土になっているんですね。多分、地主さんが盛り土にしたわけではなくて、区画整理として盛り土をしているのか？畑として使うとなると、トラクターとか入れると当然道路面に土が流れ出てしまったりとか、農家さんの方で対策をしなければいけない気がしました。

(議長) 畑は全部どこも上がっているのか？

(大福委員) どこもというわけではなく、細かく見ると北傾斜になっている。畑として多少段差がそれぞれあるのは良いのですが、〇〇さんがお借りする部分は、特に一番低い位置でも2、30センチ上がっているようなイメージだったので。一般的に農業はそこでトラクターをかけたりすると、アスファルトの上にこぼれると思うので、すぐお隣なんかは基礎があって普通の家が建つ感じになっていますので、区画整理で家を建てようと思えば普通の土の盛高になっているんですけど、畑としては、あそこですぐ始めるとしたらちょっと考えなければなという気がしました。

(議長) 最悪、端まではやらないで、50センチくらい周りをやらないで・・・。

(大福委員) そこを気をつけていただければ大丈夫だと思います。

(議長) 他にご質問ございますか。

(嶋崎委員) 前回も問題になったと思うが、アカデミー生でこれから卒業ですよ。貸借は構わないんだっけ？

(事務局) 大丈夫です。

(嶋崎委員) 新規就農で？

(事務局) アカデミーの方は、経営を開始したくてもまだ学生でできないというのうもありまして、貸借で特段問題ないという確認ができております。

(嶋崎委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。

(堀江委員) 契約期間が20年になっているが、持ち主が●●歳なので、相続の関係で面倒なことにならないか？

(事務局) 問題はないとお伺いしております。地主さんの相続人の方にも、地主さんが亡くなった後も、〇〇さんの方に貸し出すとお話はしているみたいなので、20年で問題ないかと思えます。以上です。

(議長) 他によろしいでしょうか。では、ご本人がいらっしゃっていますので、ぜひ質問等、お願いいたします。

(〇〇氏 入室)

(〇〇氏) 失礼します。

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速なのですが、自己紹介と、今後の計画等ありましたら、お話いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(〇〇氏) 本日はよろしくお願いいたします。〇〇〇〇と申します。大学卒業後に、八王子にある東京農業アカデミーというところで、研修を受けておりまして、2年目で、来年の4月に就農予定となっております。目標としては、各直売所に安定して出荷できるように頑張りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(議長) ありがとうございます。ただ今、ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

(大福委員) 大福です。どうもご無沙汰しております。研修来ていただいてありがとうございます。お疲れ様でした。〇〇さん、農協の範囲でいいですと五日市ファーマーズの方で就農するようなお話を伺っていますが、ご本人から改めて、まずどの辺の所に農地を用意して、どこで出荷したいのか、どんなものを作りたいのか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

(〇〇氏) 所属予定が五日市ファーマーズで、畑がいま△△△と□□に借りる予定となっております。作物がトウモロコシを始めは主力として栽培して、スイカなど季節に沿った作物を栽培し出荷できたらと考えております。出荷先としては、始めは五日市ファーマーズにたくさん出して、それから秋川ファーマーズと日の出の直売所に出せたらと考えております。以上です。

(大福委員) はい。ありがとうございます。

(嶋崎委員) 嶋崎と申します。今は◇◇◇にお住まいですか？

(〇〇氏) はい。◇◇◇です。

(嶋崎委員) あきる野に移るという予定で、秋川農協の正組合員になるということですのでよろしいですかね。そうしないと、直売所の仲間になりきれないのでね。住所変更とか地積とかの問題もありますけれど。分かりました。

(議長) 先ほどの話ですと、□□と△△△、あとこの場所と合計どのくらいの面積になりますか？

(〇〇氏) 〇反くらいです。

(議長) 何か機械はお持ちなんですか。

(〇〇氏) 所有はしていないんですが、今の段階ではアカデミーの方で借りながら作業をしております。就農後は農協のトラクターやハンマーナイフなどを使えると聞きましたので、そちらを利用したいと思いました。

(議長) 分かりました。〇反はかなり広いと思うので大変だと思いますが・・・。

(武田委員) 武田と申します。畑は準備されているみたいですが、出荷にあたって袋詰めだとか調整するような場所は確保できていますか？

(〇〇氏) 調整場所としては確定していませんが、□□に小屋のようなものがある農地があり、地主さんとお話をしている段階でして、そちらが借りられることになりましたら、そちらで調整をしたいと思っております。

(議長) 他にご意見ご質問ございますか。よろしいですか。それでは、ないようですので、終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) はい。ありがとうございました。よろしくお願いします。失礼します。

(〇〇氏 退室)

(議長) 何か他にご意見ご質問はございますか。

(米倉委員) 一人で始めるんですかね？袋詰めの件もですけど、誰かしらサポートが必要なのではないか？

(事務局) 親御さんも一緒に引っ越して来られるようなお話はされていました。

(議長) ●●●で○反というところかなり・・・。

(大福委員) 私が伺っているお話だと、●●●の地主の▲▲さんが以前より親しくされているみたいで、軽トラはすでに名義変更されていてご本人が乗られている。その他の農具についても、融通が利くようにやっていると思います。

(議長) 先ほどの小屋というのも▲▲さんが所有しているものなんですか？

(大福委員) 小屋の件は別だと思います。

(議長) 頑張ってくださいと思います。他にご質問ございますか。

(嶋崎委員) 社会人経験は？

(大福委員) そうですね、大学生の後に直でアカデミーに2年研修なので、まだ社会人経験は無いです。

(議長) 是非、頑張ってくださいと思います。他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので番号1の都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画について、決定することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、第1号議案、収受45について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和8年7月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受45 朗読)

(議長) 続きまして、収受45について、担当の田中委員、説明願います。

(田中委員) それでは収受45について説明します。7月21日に事務局2名とに米倉委員と私の4名で現地を調査してまいりました。地図は9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地につきましては急な斜面でございます。ここにはウメの木が2本ばかり伐採されていまして、幹の方は30センチくらい下が残っている状態です。〇〇さんは△△△-△の横の隣接している土地を所有しているとのことでした。△△△-△は畑としては使えませんが、いまある所にウメを植樹してウメの栽培を行うと言っておりました。また、以前にも同じ譲受人の方から自己所有と隣接する畑を購入しておりまして、ファーマーズセンターに出荷をされている方でございます。自分の畑もきれいに管理して栽培もしていますので、こちらウメの方を植樹して問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と田中委員から説明をしていただきましたが、何かご質問、ご意見ございますか。

(嶋崎委員) これは〇〇〇平米の部分ですか？

(田中委員) そうです。

(嶋崎委員) と言うことは約〇畝ちょっと？

(田中委員) 道路から石垣が１メートルくらいあって、その上に斜面があって、面積的には下が少しあるのかな、という感じになります。そこその斜面になりますので、果樹とかしか使えないのではないかと思います。

(嶋崎委員) はい。わかりました。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいですか。収受４５の農地法第３条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして収受４８について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書１ページをご覧ください。収受４８、農地法第３条の規定による許可申請の許可について。農地法第３条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和８年７月２７日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第１号議案・収受４８ 朗読)

(議長) 続きまして、収受４８について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) では収受４８について説明させていただきます。７月２１日に長濱委員と事務局２名と私の４名で現地を調査してまいりました。ここに書いているように、譲受人の〇〇さんと△△さんが共有名義で取得するということです。また、ここは譲受人の〇〇さんと△△さんが数年前より相対で借りていた土地でございます。では、地図は１０ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

地図の□□と書いてある□あたりがきれいに耕作されていて、夏野菜など栽培してありました。後の土地なんですけど１年以上は手が入っておらず、草も繁茂しておりまして、管理機２台、背負動噴、ネギの洗浄機だとかがそのまま放置されたような状態で置いてあって、セルトレイ、プラグトレイなんかも積み上がっておりまして、育苗箱とかコンテナ類も散乱している状態で、使っているのか疑わしい状態でした。しかしながら、事務局の方で色々指導した結果、この数日間はどう変わったか、事務局側で発表していただけますので、よろしくお願いします。

(事務局) 事務局より、報告のほうさせていただければと思います。平野委員がおっしゃったとおり、今日の午前中に確認したところ草はきれいに刈り取られておりました。周囲に散乱していたセルトレイ、プラグトレイ、あと育苗箱やコンテナだったり是一部残ってるんですがきれいに片づけてありまして、前回の現地調査よりは、大方きれいになっていたかなという印象があります。状況説明としては以上になります。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問、ご意見ございますか。

(山崎勇委員) 共有する理由は事務局は何っているの？

(事務局) 特段理由は何っていないんですけれども、相対でそのまま一つの筆を分け合って使っていたので、そのまま・・・。

(山崎勇委員) 分け方等は特に決まってははいない？

(事務局) そうです。持分の割合とかは特に。事務局としては登記までに、分筆をして、きちんと登記されることを強くおすすめしている所です。

(山崎委員) こういったケースはよくあるのですか？

(事務局) 滅多にないです。

(議長) 持分も書いていないので、登記所には最後出さなければいけないと思いますが。珍しいケースですね。これは許可を出してもいいのかな？

(事務局長) 持分は登記するまでに決めていただいて。

(嶋崎委員) 特別な決まりは特にないんですか？法的に。

(事務局長) ないですね。畑だろうが宅地だろうが、宅地はたまにあるかもしれませんが、畑は珍しい。登記所にそれで出せば通ってしまうので。

(議長) 他にご質問、ご意見ありますか。よろしいですか。収受４８の農地法第３条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受４９について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書２ページ目をご覧ください。収受４９、農地法第３条の規定による許可申請の許可について。農地法第３条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和８年７月２７日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第１号議案・収受４９ 朗読)

(議長) 続きまして、収受４９について、〇〇分について、担当の平野委員、△△△分について、担当の佐藤委員に説明願います。まずは、〇〇分について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) 地図は１０ページをご覧ください。畑①、畑②、ここは一带となっておりまして、ここはすでに耕耘されておりまして、あと一回くらい耕耘すると作付け可能かなという状態でありました。よろしくお願いします。

(議長) つぎに、△△△分について、担当の佐藤委員、説明願います。

(平野委員) ７月２１日に事務局２名と小川委員と私の４人で現地に行ってまいりました。地図は１１ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらはくっついていて畑になっていまして、ちょうど腰の高さくらいの草が生い茂っていました。端の方にはお茶の木が生えていまして、草を除草して片付ければ使える畑になると思います。また、△△△の□□□の畑③は、周りが草を刈った田んぼ、使われていない田ん

ぼの真ん中あたりにありまして、全体的に細い桑の木が生えていました。機械とかで取らないとちょっと取れないんじゃないかなという感じの畑で、きれいにしたら使えると思いました。以上です、ご審議のほどよろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と担当の平野委員と佐藤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(大福委員) 平沢の方の畑①、畑②ですが、これは通路はどこから入るのでしょうか。

(野崎委員) 細い道がついています。それが畑①と畑②に接続している。これは現地の方に道路があるんですか？農道というか。

(事務局) 実際に歩いてみたわけではないのですが、草が除けてあって道らしきものは確認できました。

(平野委員) 下に付いているから、それを拓けば通路として使うことは可能なのかなと。

(議長) 大変な所です。

(大福委員) 航空写真をインターネットで見ると、ちょっと地図と現地が違う気もする。でも先ほどの説明で、上から入るしかないということですか？

(事務局) 上から入った方が多分入りやすいかと。

(議長) この辺の周りの畑はやっているんですか？隣接地など現地を見た感じで。

(平野委員) やっていますね。北の方から来たので、南の道路は接続されているかどうかは確認しなかった。収受４８の畑を取得できれば一帯で使えるかと。耕耘したのは収受４８の畑から入っていたのではないかと。

(議長) 他に何かご質問ございませんか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、収受４９の農地法第３条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受５１について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書２ページ目をご覧ください。収受５１、農地法第３条の規定による許可申請の許可について。農地法第３条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和８年７月２７日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第１号議案・収受５１ 朗読)

(議長) 収受５１について、事務局より補足説明があります。事務局より説明願います。

(事務局) はい。議案の８ページをお開きください。第１号報告の合意解約の説明をさせていただきます。こちらは元々、貸借していたところを今回解約いたしまして、購入するものとなります。以上になります。

(議長) 続きまして、収受５１について、担当の山崎健委員、説明願います。

(山崎健委員) それでは収受５１について説明いたします。７月２１日に事務局２名と大福委員と私の４名で現地を調査してまいりました。現地は地図の１２ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

行った当日、機械で草を刈っている方もいまして、ブドウ畑はきれいに管理されていると思います。また当日、責任者の〇〇さんにお会いできましたので、少しお話を聞いております。その時に、事務局から説明があったとおり、貸借をしていましたが、地主さんからの要望で買い取ることにした、ということです。説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と山崎健委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、収受５１の農地法第３条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受５３について、こちらは〇〇委員のご親族の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは、収受５３について、事務局、説明願います。

(事務局長) はい。それでは、議案書３ページ目をご覧ください。収受５３、農地法第３条の規定による許可申請の許可について。農地法第３条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和８年７月２７日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第１号議案・収受５３ 朗読)

(議長) 続きまして、収受５３について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。説明させていただきます。２１日に平野委員と事務局２名と計４名で現地を調査してまいりました。場所は地図の１３ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

当該地の〇〇〇〇番のすぐ北西側には〇〇委員の栽培されているハウスの棟が何棟もありまして、そのすぐ南東側、今までは田んぼで作られてまして、現状は除草がきれいにされて耕耘されておりました。こちらの方は、〇〇委員の△△さんが使うということで、こちらのほうの使い道として、今後植木の苗を作っていきたいという。いずれ、そこにハウスを建てて、この辺一带同じような使い方をするというような話でありました。特に問題はないと思いますけど、ご審議のほどよろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、収受５３の農地法第３条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、収受５４について、事務局、説明願います。

(事務局長) はい。それでは、議案書３ページ目をご覧ください。収受５４、農地法第３条の規定による許可申請の許可について。農地法第３条の規定による次の農地の権利移動について

はこれを相当と認め許可するものとする。令和8年7月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受54 朗読)

(議長) 続きまして、収受54について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) 同じく、21日に現地を調査してまいりました。地図は10ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらの方は現在ブルーベリーが植わってまして、下草などもきれいに刈られていて、ちゃんと使われている状態でありました。特に問題はないかと思いますが、今後もブルーベリーを継続して作られるのかどうかは分からないですけど、そういった状況でした。ご審議のほどよろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、収受54の農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和8年7月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

(議長) 続きまして、番号1について、担当の志村委員、説明願います。

(志村委員) 第2号議案、番号1についてご説明いたします。7月21日、橋本委員と私と事務局2名、計4名で現地調査をしてまいりました。14ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

北側と西側は畑ですが、南側と東側は住宅地になります。生産緑地の杭が打っており、北3分の1ぐらいがトラクターできれいに耕耘されてはおり、南側3分の1は雑草が生い茂った状態になっております。真ん中の3分の1ぐらいはサツマイモが5、6メートルで2列、ここはそこそこに手が入っておりますが、他の5、6メートルで7列にナスとかトマトとかの夏野菜が植わっておりますけど、雑草が生い茂っていて手入れはできておりません。畑にはハーベスターとか耕耘機の古いのが放置されているようなところもあって、周りが住宅地ということもあり、もう少し手入れをする必要があると思います。〇〇〇〇さんは部屋の内装などをする会社を経営しておりまして、息子さんもいますが、中古の品物を買取る会社を営んでいるような状況で、家にはトラクター、乗用の草刈りをする機械もあるんですが、手入れが出来ていない状況でちょっと問題かな、という印象です。以上です。

(嶋崎委員) 南側の4、50坪の場所は家があったんだけど、この夏に全部取り壊して草だらけになったんですよ。多分、ずっと住んでいなかったから・・・。

(志村委員) ここに確か家が合ったはずで、東側の方も草地になっているところは？

(嶋崎委員) もともと草の所に家があって、線路側に近いところが地続きで家が一軒あった。

(志村委員) 地続きの所に家があったらしい場所が、そこそこ草は生えていなかった。その東側が草ぼうぼう。

(議長) 家があったというのは、この△△△という場所？

(嶋崎委員) △△△のところですよ。

(議長) その東側が草ぼうぼう？

(嶋崎委員) そうです。△△△－△の部分は全部畑なんです。

(議長) もう一度、ちゃんと管理してくださいという旨を伝えてください。

(小川委員) 指導の文章を出すという条件を付けてオッケーにしたらどう？

(事務局) 現状が荒れてて自分ではやりきれないという所もあるので、その辺をご本人に強くご指導して、相続納税猶予地でも貸し借りは出来るので、その件も含めてご本人には適正な管理をお願いしたいと思っております。

(議長) 他にご質問ございませんか。ないようでしたら、〇〇〇〇さんは引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。

(第2号議案・番号2 朗読)

(議長) 続きまして、番号2について、担当の米倉委員、説明願います。

(米倉委員) 7月21日に田中委員と事務局2名と私の4名で現地を調査してまいりました。場所は地図の15ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現場はウメの木の接ぎ木苗が7本植わってまして、それが1年前に見たときよりは随分大きくはなっていたんですけども、地面の方はきれいに草刈りがしてあって、接ぎ木苗の間が結構空いていたので、もう2、3本は植えられるかなと思ったんですけども、木が大きくなった時に邪魔になるかなというので、7本くらいに抑えているような感じでした。特に管理上問題はないと思いますが、ご審議の方よろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と米倉委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、〇〇〇さんは引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。

(第2号議案・番号3 朗読)

(議長) 続きまして、番号3について、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) 説明いたします。7月21日に事務局2名と佐藤委員と私の4名で現地調査してまいりました。地図は16ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇〇ー〇についてはクリ、ビワ、ユズ、キウイフルーツと果樹が一本ずつ植わっていて、きれいに除草されて、〇〇〇〇ー〇の左側の所の台形の所が、△△中学校の用地ということで、そこは草でした。□□□□さんが除草してくれているのですが、当日はちょっと草がありました。本人の所はきれいになっておりました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、□□□□さんは引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。第4号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和8年7月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

(議長) 続きまして、番号1について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) 4号議案の番号1について説明させていただきます。7月21日に長濱委員と事務局2名と私の4名で現地を調査してまいりました。地図は10ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

住宅との境の農地でございます。ここはトウモロコシを生産した後で、よく耕耘されておりまして、あと一度耕耘すると作付けが可能かなというような状況でした。以上、よろしくお願います。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号1の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号2 朗読)

(議長) 続きまして、番号2について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) 7月21日に平野委員と事務局2名と私の4名で現地を調査してまいりました。地図は10ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらの〇〇番の上の場所は、私が耕作している畑となりますので、ここはよく見ているのですが、昨年ぐらいいまではすごい草で、耕作している人が手が回らなくなって手つかずにしていた状態でしたが、つい数週間前に草刈りの方できれいに片付けてこれから耕作できるような状態でした。ここの畑のど真ん中にハウスで作った小屋があるんですけども、多分邪魔なので撤去はされると思うんですけども、いまその周りの草がきれいに刈られて片付中という、耕作の前段階であって、畑をいまきれいにしている状態と受け止められる所でした。いずれきれいになって耕作されるのではないかと思います。以上、ご審議のほどよろしくをお願いします。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(嶋崎委員) 契約期間が１１年７カ月になっていますが、何かあるのか。

(事務局) ここのところは、まず前段階として、いまアカデミーの１年生の方が、今後使っていく予定で、この１１年７カ月というのはアカデミー卒業して経営を今後行っていくうえで１１年７カ月という期間とお伺いしております。丁度あと１年７カ月で卒業すること、それから更新して１０年ということです。

(嶋崎委員) なるほど。理由があるんですね。

(議長) 先ほどの草が刈られているという長濱さんの話は、農業会議がやっているのか？

(大福委員) 伺っている話だと、アカデミーの当人がハンマーモアで刈られたんではないかと思う。先ほどの〇〇さんがそこにハンマーモアを搬入しました。一年後輩のためにハンマーモアを置きに来ましたとのお話を伺いました。

(議長) そういう感じで１年７カ月管理していくのか？

(事務局) はい。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号２の農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の１の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号３について、こちらは〇〇委員のご本人の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは、番号３について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書６ページ目をご覧ください。

(第４号議案・番号３ 朗読)

(議長) 続きまして、番号３について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。番号３について説明します。７月２１日に現地を調査してまいりました。地図は１０ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地は、きれいに耕耘されておりまして、草もない状況でしたので、いつでも作付けが可能かなと思われる状態でした。以上、よろしくをお願いします。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号３の農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の１の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号４について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書７ページ目をご覧ください。

(第４号議案・番号４ 朗読)

(議長) 続きまして、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) ７月２１日に山崎健委員と事務局２名と私の４人で現地を調査してまいりました。場所は地図は１２ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

圃場の状況ですが春まではタマネギが植えてありました。現在はきれいに収穫済です。現状なんですけれども、エダマメ、サツマイモ、イチゴなど数種類の作物が作付けされておりました。借受人の〇〇さんですが、他の圃場も管理しておりまして、圃場の北側にハウスがあるんですけれども、そちらを借りてトマト等を栽培しております。ここは〇〇さんの作業拠点となっておりますので、特に問題はないかと思いますが、以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号４の農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の１の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。第１号報告について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書８ページ目をご覧ください。第１号報告、農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について。農地法第１８条第６項の規定による次の農地の通知については、同法に規定する合意解約であることを認めこれを受理した。令和８年７月２７日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第１号報告 朗読)

(議長) この件につきまして、ご質問ございますか。よろしいですか。では続きまして、専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和８年あきる野市農業委員会７月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、8月25日、火曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時51分